

# さん 燐

事務所報  
SUN 第22号  
2017年7月発行

OIKE LAW OFFICE

弁護士 長谷川 彰	弁護士 野々山 宏
弁護士 坂田 均	弁護士 永井 弘二
弁護士 長野 浩三	弁護士 草地 邦晴
弁護士 小原 路絵	弁護士 茶木真理子
弁護士 上里美登利	弁護士 住田 浩史
弁護士 谷山 智光	弁護士 北村 幸裕
弁護士 志部淳之介	弁護士 若竹 宏諭
弁護士 伊吹 健人	弁護士 加守田枝里
弁護士 森貞 涼介	客員弁護士 二本松利忠
客員弁護士 大瀬戸豪志	事務局一同



暑中お見舞い  
申し上げます。

今年もまた暑い夏がやってきました。皆様お変わりなくお過ごしでしょうか。

祇園囃子にのせて、事務所報「燐」をお届けします。業務でお目にかかるときとは違った弁護士の横顔などをお楽しみ下さい。

さて、現在民法では債権法部分の改正をはじめ、成人年齢の引き下げや家事法制の改正が検討されています。その他にも金融関係や消費者関係などいろいろな分野で法律の改正ないし制度の整備・新設などが行われています。

このように、リーガルサービスの分野は日々大きな変化をとげております。これに対し、当事務所の弁護士19名は、それぞれが専門性を高めつつ、全体としての総合力を發揮して、皆様の多様なニーズにお応えできるように切磋琢磨して参ります。

今後ともよろしくお願い申し上げます。

## 御池総合法律事務所

京都市中京区烏丸御池東入 アーバネックス御池ビル東館6階  
TEL 075-222-0011 FAX 075-222-0012  
E-mail oike@oike-law.gr.jp  
URL <http://www.oike-law.gr.jp/>

2017/7  
No.22

# 井上先生の思い出

弁護士 長谷川 彰



井上先生が昨年7月9日にご逝去されてから、早いもので1年になります。9月17日に開催致しましたお別れの会には、ご多用中にもかかわらず、たくさんの方にお越しいただき、先生との別れを惜しんでいただきました。皆様本当にありがとうございました。

私が井上先生の面識を得たのは、おそらく京都弁護士会の消費者保護委員会での活動を通じてのことであろうと思いますが、そのころは、それほど親しくお話しをする機会はなく、委員会での意見書の内容を議論しているときなどに、鋭い意見を出される先生だなあという印象を持っていた程度です。

その後、平成6年秋頃から、井上先生の事務所との合併話が持ち上がり、何度もお目にかかることになってから、親しくお話しするようになりました。

平成7年に井上・坂田法律事務所と河原町法律事務所が合併し、現在の御池総合法律事務所が誕生したのですが、事務所をどこに構えるかという点について、当初井上先生は、井上・坂田法律事務所のあった朝日新聞社のビルを借り増しして新事務所とすることを希望されました。その理由は、依頼者の方にとって、「朝日新聞のビル」といえば、すぐにわかってもらうことができ、来所されるのに迷われないということが一番にあったのだと思います。

ところが、平成7年1月に阪神淡路大震災が起こり、耐震性を備えた新しいビルに事務所を構えようという説得を試み、ようやく井上先生も現在のアーバネックス御池ビルへ移ることを承諾されたのでした。地下鉄東西線が近い将来通ることになるというのも説得材料で、とにかく井上先生は、依頼者の利便を第一に考える方でした。

私が、井上先生と共同で事件をやらせていただいたのは、1件だけです。この事件は、産科の開業医を被告とした出産に関する医療事故事件でした。先生は、丹念にカルテを読み込み、事実関係を丁寧に整理し、医学文献などと照らし合わせて、問題点を抽出していかれました。とにかく記録を深く読み込んで、事件の本質を見極める力はすばらしく、一緒に事件をやらせていただいて大変勉強になりました。この事件は、残念ながら一審で敗訴したのですが、私に言わせると、裁判所が事実の評価を誤ったと考えられるので、是非控訴したかったので

すが、赤ちゃんを亡くしただけでも精神的に打撃を受けておられる若いご夫婦にとって、これ以上裁判を続ける気力はなかったようで、残念ながら敗訴判決が確定してしまいました。それでも、井上先生が、毎回の裁判後に丁寧に経過を報告されていたこともあって、敗訴したにもかかわらず、精一杯聞いていただいたとの感謝の言葉をいただいたことを忘れることができません。

弁護士会の委員会活動では、当初の消費者保護関連から障がい者・高齢者の権利擁護にシフトされていき、また、福祉団体の理事を務めるなど、高齢者福祉関係のお仕事も多数引き受けられていきました。その姿勢は、一貫して「弱きを助ける」というところにありました。

多くの皆様がご承知の通り、先生は若いころに腎臓を冒され、毎週3回の透析を余儀なくされていました。これは、体力的にも、時間的にも大変なハンディキャップだと思いますが、仕事を能率良く処理され、私の2倍以上の仕事量をこなしておられました。また、透析の時間を利用しての読書量は膨大であり、読書で培った幅広い教養に裏打ちされた洞察力に富むエッセイは、燐でもおなじみのことと思います。

先生のファッショセンスの良さにも定評があり、皆様も燐に掲載される写真などでもおなじみと存じますが、これはもっぱら奥様のアドバイスによるものとうかがいました。

先生の大好きな沖縄に移られ、これからんびりと後半生をお過ごしになろうとされた矢先に天国に召されてしまわれました。その点で、ご本人は心残りでしょうし、私たちもまだまだ教えていただくことが一杯あり、残念でなりません。まあ、それをいっても詮無いことですので、精一杯世の中に尽くしてこられ、大きな足跡を残された井上先生に、心から「お疲れ様でした」と申し上げ、この拙文を終わることと致します。

# ティツィアーノとマネ

弁護士 坂田 均



久しぶりに画集を広げてパラパラページをめくっていると、どこかで見たような絵に遭遇した。ティツィアーノ・ヴェチェリオ（1488－1576）の「田園の合奏」（1509）である。手前に2人の男性がいて1人がマンドリンのような楽器を演奏している。この2人を挟むように2人の裸の女性が描かれている。1人は水入れを持ち、もう1人は縦笛を持っている。なぜここに裸の女性が登場するのか、はっきりした理由は分からぬ。ある説によると背景の田園はギリシャの理想郷「アルカディア」であり、2人の男性の精神の中にこのような理想郷が描かれているのだということのようだ。この説によれば、2人の女性は男性の想像上の存在にすぎないということになる。

西洋絵画には裸の女性がよく登場する。15世紀フィレンツエ、ボッティチエリの「ビーナス誕生」や16世紀ベルギー、ルーベンスの「パリスの審判」などがそうである。ルネサンスの時代とはいえ、キリスト教の禁欲主義の圧力があったはずである。女性の裸が何故許されたのであろうか。

批評家デニス・ティドロ（1713－1784）は、「詩人は、テティス（海の神でアキレウスの母）の足を聖なるものとして描いた。するとこの足は信仰の対象になった。」



（ティドロ著「絵画について」佐々木真一訳 岩波文庫 67頁）という寓話に注目した。芸術家の役割は、人々の信仰の対象を具体化し、人々の期待に応えることであった。

画家は、女性の肉体的魅力を自然なものとして描き、人々は、その信仰心から、その想像力によって、これを神々しい美しさとして認識する。「情熱の対象についての描写にはその信仰の対象の比喩や暗示がふんだんに盛り込まれている。」（ティドロ70頁）のである。そこには、画家と人々に一種のコミュニケーションが成立していたと言える。

次の写真は、皆さんよく御存じの「草上の昼食」

（1863）である。印象派の先駆けとなったエドワード・マネ（1832－1883）の代表作である。この作品は、1863年のサロンに応募したが落選し、その後、ナポレオン3世の呼びかけで開催された落選展に出品したもの、人々から激しい非難攻撃を受けてしまった。高階秀爾氏によると非難の理由は2つあった。1つは、ルネサンス以来の画法である陰影による付け法や遠近法を無視したこと。2つ目は、裸の女性が当世風の衣装をつけた男性と同席していることであった（同氏著「近代絵画史（上）ゴヤからモンドリアンまで」中公新書 76－77頁）。



ティツィアーノの「田園の合奏」はごく自然に社会を受け入れられたのに、「草上の昼食」は受け入れられなかった。両作品には、男性2人と裸の女性2人が草原また草上にいる状態が描かれていることに変わりはない。違いと言えば、「草上の昼食」は同時代的で、神話性や寓話性が存在しなかったことである。セザンヌは、この点について「（ティツィアーノの絵の）この女たちは生きている、それでいて神々しいのだ。景色全体がまるで自然を超越した田園詩のようだ。」と評価し、さらに、「マネも高雅なものをちょっぴり付け加えればよかったです。」（ガスケ著「セザンヌ」與謝野文子訳 岩波文庫 287頁）と見事に問題点を指摘している。ティドロなら、マネは、当時の人々とコミュニケーションが上手くとれなかつたと評するだろう。当時は中流階級が台頭した時代であったが人々はまだまだ保守的であった。信仰の対象とならない女性の裸は受け入れられなかつたのである。

結局、「草上の昼食」によって、画家の役割が変化し、「時代の趣味と芸術家の創造との間の食い違い」（高階76頁）が始まったということであり、それは、とりもなおさず、画家が同時代への迎合ではなく、同時代を超えた普遍性を提示する役割を担うようになったということが言えるのではないか。

# “寛容”がキーワード？

弁護士 永井 弘二



この原稿を書いている5月時点で、“北”のミサイルに対する脅威がずいぶん取り上げられています。以前であれば、実際に使われることなどないと言い切れたとも思いますが、“北”、“米”のトップの個性に絡んで、一抹の不安も覚えるという感じでしょうか。英国のEU離脱、トランプ大統領による移民排斥、アメリカンファースト宣言、EUでの移民排斥の声の高まり等、保護主義的な動きが広がりつつあります。こうした動きの背景には2008年のリーマンショックにはじまる世界的な経済の低迷、移民問題、テロリズムの過激化などの要素があります。第2次大戦前には、1929年の株価暴落に始まる世界恐慌を受けたブロック経済等の保護主義的な動きやファシズムの台頭などがありましたが、現在の状況とどこか共通する印象を持つのは私だけではないように思います。

NHK BS1で、「欲望の民主主義～世界の景色が変わる時」という番組をやっていました。今年1月に放送された「欲望の資本主義（全11章）」の後続番組で、現在の保護主義的な動きに対する各界識者の見解を構成したものです。この中で、哲学者のマルクス・ガブリエルは「民主主義とは『反対派の共同体』です。異なる意見を意見として認められればあなたは民主主義者です。…他人や他の種の動物の苦しみを理解する人間の度量にかかっているのです。自分があの人だったかもしれないと認識すること、地中海でおぼれている女性や飢えている子どもは自分だったかもしれない、それが全ての倫理観の原点です。…科学、技術、信教の時代に私たちは生きています。もし民主主義の価値観が世界で崩壊したらかつてない規模の戦争を目撃することになります。民主主義を守る価値は確実にあるのです。今のところ、人間がみんなで生き残るために唯一の選択肢なのですから。」と述べています。政治学者のヤシャ・モンクは、「解決策は民主主義からの撤退ではなく、グローバリゼーションからの撤退でもありません。民主主義を再活性化し、グローバリゼーションによる衝撃を緩和する、そうした新しい政策を採択することです。グローバリゼーションが国内にもたらす影響に対応するのです。それが今やるべきことなのです。」と述べています。

もちろん、経済の活性化、保護主義的流れの打破とい

うのは、決して簡単なことではないでしょう。しかし、マルクス・ガブリエルが述べるような「人間の度量」、これを「寛容」と言い換えることもできると思いますが、そこに希望を見いだしたいと感じます（お前自身は「寛容」なのか、という批判はこの際後回しにします（笑））。

少し話がそれますが、NHK BS1で「失われた大隊を救出せよ～米国日系人部隊 英雄たちの真実～」という番組をやっていました（テレビばかりで恐縮ですが…（恥））。太平洋戦争の勃発に伴い米国日系人は収容所送りにされます。約1年後、日本の反米プロパガンダに対抗するために、ルーズベルト大統領は日系人の志願兵を募ることにします。日系人の間には強い反発もありましたが、若い日系人2世たちは、米国での日系人の地位を得るために志願してゆきます。歐州戦線では日系人で組織された442連隊がめざましい活躍をします。1944年10月、フランスブリュイエールを解放したところ、その東10kmで、米国141連隊（白人で構成された“テキサス大隊”約250名）が、独軍に包囲され身動きが取れず、風前の灯火状態となってしまいます。2つの連隊が救出に向かいますが、いずれも失敗し、日系人442連隊に救出作戦が命じられます。4日間にわたる壮絶な戦いの末、442連隊はテキサス大隊211名の救出に成功しますが、442連隊の死傷者は350名以上にも及びました。442連隊は最も多くの勲章を受けた連隊で、米国では「英雄」とされています。しかし、442連隊に同道した従軍牧師ヒロ・ヒグチ氏は、この作戦について妻に送った手紙の中で次のように述べています。「果たして今回の戦争は意味があったのだろうか。一歩進むごとに泥とホコリと雪と地獄を垣間見る。我々の勝利は血にまみれていることを知って欲しい。おびただしい命が失われた戦争は、戦後よりよい世界を築かない限り意味がなくなってしまう。民族に関係なく、人間性のみが大切にされる世界を私たちが作っていかなければならないと思う。」。

このヒロ・ヒグチ牧師の言葉は、現在になっても、否むしろ現在であるからこそ、光を放っていると感じるのは私だけでしょうか。

# フルマラソン

弁護士 長野 浩三



私の趣味は、宴会と登山とマラソンだ。宴会は30年くらい前から、登山は15年くらい前からの趣味であるが、マラソンが趣味となったのはここ2年ほどのことである。

私とマラソンとの出会いは12年ほど前に遡る。知り合いから、今度篠山ABCマラソンがあるから一緒にでませんかと誘われたのがきっかけでエントリーした。このマラソンは25kmと35kmにしし汁のエイドがあり、とてもおいしかった。しかし、初マラソンで35kmを超えたところで地獄の苦しみを味わい、とぼとぼ歩いた。他方、沿道の声援がほんとに励ましになることも実感した。ということで最初のフルマラソンは

①2005年03月06日 篠山ABCマラソン 4時間32分42秒  
(ネットタイム(スタートからゴールまでの正味のタイム、以下同じ)) であった。

次の年、きっかけは忘れたが木津川マラソンを走った。初マラソンよりは若干タイムが縮まったが、フルマラソンは膝と足に負担が大きいので、もう走らないでおこうと思った。

②2006年02月05日 木津川マラソン 4時間21分30秒

2012年第1回京都マラソンが開催されるというので興味本位にエントリーしたところ、第1次の抽選では落選したが、京都マラソンは人気がなかったのか、追加抽選があり当選した。しかし、レース前約1ヶ月間のど風邪をひいており、直前1ヶ月で走ったのはたったの10kmであった。その結果、地獄をみることになる。

③2012年03月11日 京都マラソン 5時間24分54秒

5時間を超えるタイムのレースは後半、特に30km以降足が痛くて走れない状態になっていることが多い。とてもつらかったのを覚えている。やっぱりマラソンはやめこうと思ったレースだった。

京都弁護士会にはマラソン部がある。その連中に誘われて、南の島久米島で10月にあるフルマラソンに参加した。気温は28度を超える。暑さと前日に呑んだ泡盛にやられ、レース途中、足、腕、背中がつって、非常につらかった。が、沿道でおじい、おばあが鍋を叩きながら応援してくれたり、地元の小中学生がエイドで励ましてくれたりで、非常にアットホームで良い大会だと思った。また、レース後にはふれあい祭りがあり、泡盛が無料で振る舞われる。夜には小島よしおのお母様がやっておられる「オーハッピー」という居酒屋で宴会をするのも楽しかった。

④2014年10月26日 2014久米島マラソン 5時間18分47秒

このころから朝ジョギングをしたり、マラソン部の人達と草津の日帰り温泉まで約18km程度ランニングした

りするようになり、徐々にマラソンが趣味になっていく。

⑤2015年02月15日 京都マラソン2015 4時間05分58秒

この時期にはサブフォー（フルマラソンを4時間以内で完走すること。市民ランナーの一つの目標である。）目前となつた。しかし、なかなかサブフォー達成は厳しい。

2015年の久米島マラソンではまたも暑さ(30度超え?)にやられた。大会のあつたかさは相変わらずで非常に楽しかった。

⑥2015年10月25日 2015久米島マラソン 4時間45分50秒

2015年から2016年にかけてはかなりの数の大会にでた。

⑦2015年11月08日 おかやまマラソン 4時間25分03秒

⑧2015年11月23日 福知山マラソン 4時間13分02秒

⑨2016年02月07日 愛媛マラソン 4時間09分02秒

⑩2016年02月21日 熊本城マラソン2016 4時間04分10秒

しかし、依然としてサブフォーは厳しい。ちなみにサブフォーを達成するには、コンスタントに1km5分42秒で走る必要がある。実際にはトイレに行ったり、エイドで補給したりするため、1km5分20秒から30秒で走る必要がある。これが結構厳しいのである。ところがブレイクスルーは突然訪れる。

⑪2016年02月28日 姫路城マラソン2016 3時間54分45秒

⑫2016年03月06日 鹿児島マラソン2016 3時間56分52秒

⑬2016年03月13日 横浜マラソン2016 3時間57分57秒と、三週連続サブフォーを達成した。この6週間で5回フルマラソンを走り、最後4週は連続でのレースとなった。レース出場が練習になったのだと思う。その後のレースは下記のとおりである。

⑭2016年10月23日 2016久米島マラソン 4時間57分49秒

⑮2016年11月13日 おかやまマラソン 4時間04分11秒

⑯2016年11月23日 福知山マラソン 4時間09分08秒

⑰2017年02月12日 愛媛マラソン 3時間57分48秒

⑱2017年02月19日 高知龍馬マラソン2017 4時間44分37秒

⑲2017年02月26日 姫路城マラソン2017 3時間57分21秒

最後3つも三週連続でのレースであったが、途中の高知龍馬マラソンは前日にカツオのわら焼き塩たたきと日本酒がうますぎて、飲み過ぎたのが敗因だった。ただ、高知海岸の太平洋がすばらしすぎて、ゆっくり走ろうという言い訳があったのも一因かもしれない。

よくそんなつらいのになぜ走るのかと聞かれる。人それぞれだとは思うが、とにかく走り切った時の達成感がすごい。30kmを超えてのつらい時期があるからこそ、それを乗り越えたときの喜びはひとしおである。あと、朝ジョギングすれば鍛えられるし、一日がめちゃくちゃすっきりした気分で送れる。是非マラソンをお試しあれ。

## 我が家ミニ登山（その2）

弁護士 茶木 真理子



2013年の燐で我が家ミニ登山の紹介をさせていただきました。それから4年が経ちましたが、山登りの趣味は現在も続いている。今から思えば、2013年当時は「登山」というよりもハイキングに近いものでした。最近では子ども達の成長とともに、随分と登山らしくなってきて、「日本百名山」と言われる山を目指すことも多くなりました。ご存じの方も多いとは思いますが、「日本百名山」とは文筆家で登山家でもある深田久弥（ふかだきゅうや）が日本の多くの山を踏破した経験から、品格、歴史、個性を兼ね備えた百座を選定したというものです。これまでに私が登った百名山はまだ十座にも及びませんが、その中から印象に残っている山をご紹介したいと思います。

### 1 筑波山（つくばさん、茨城県、877m）

百名山の中で初めて登った山です。百名山は、基本的には標高1500m以上の山が選ばれているとのことです。百名山の中では最も標高が低い山になります。

とはいっても決して楽な山ではなく、登りで体力を使いきり、下りはロープウェイを利用する事態となりました。「弁慶七戻岩」、「母の胎内めぐり」といった巨岩・奇岩が次々に登場するところに特徴があり、苦しい中でも楽しませてくれる山です。

### 2 大山（だいせん、鳥取県、1729m）

真夏に登ったことがあります、これまで登った中で一番ハードな山でした。午前8時に登り始め、下山できたのは午後5時近くになっていました。当時、小学一年生だった我が子は、下れども下れども登山口に着かない状況に、いつになつたら下山できるのか、と泣いていました。

ただ、苦労して登った甲斐があり、当日の天気にも恵まれた結果、六合目を過ぎたあたりからは日本海や中国海がくっきりと見え、さらに山頂では中国山地の山々も展望でき、景色は抜群でした。



大山八合目あたりの眺望

### 3 霧島山（きりしまやま、鹿児島県、1700m）

霧島山は鹿児島県と宮崎県の県境に広がる火山群の総称で、その中で最高峰の韓国岳（からくにだけ）に登りました。韓国岳は、大山と標高はあまり変わりませんが、こちらは登り2時間、下り1時間半と、割と楽に登ることができました。この山の名前は「韓の国」まで見えるという見晴らしのよさから来ているそうで、その名のとおり山頂は、新燃岳、高千穂峰といった霧島山一帯や大浪池という火山湖を見渡すことができ、素晴らしいものでした。



韓国岳山頂から見た大浪池

### 4 開聞岳（かいもんだけ、鹿児島県、924m）

「日本百名山」の中で標高では筑波山の次に2番目に低い山です。登山経験者からは楽な山ではないと聞いていましたが、挑戦したのが春で気候が良かったためか、余力を残して下山することができました。らせん状の登山道が有名で、5合目あたりでは東側の池田湖や南側の長崎鼻を見下ろし、頂上が近づくにつれて今度は北側の枕崎に続く海岸線が見えるようになります。

登山も楽しめましたが、下山後に立ち寄った「たまたま箱温泉」という露天風呂から見る景色も最高でした。湯船につかりながら、間近に迫る大海原と「薩摩富士」と呼ばれる美しい山容の開聞岳が一望でき、一見の価値あります。

適度な運動ができ、普段見ることのできない景色に出会え、そして、ご当地の美味しい料理や温泉がついてくる登山は、私にとっての何よりのリフレッシュ法となっています。深田久弥が残した「百の頂に百の喜びあり」の言葉のとおり、今後も色々な山にチャレンジしたいと思いますが、お薦めの山がありましたら、ぜひ教えてください。

# 「井上先生」との思い出

弁護士 上里 美登利



当事務所の井上博隆先生が、昨年の7月にお亡くなりになった。

これが最初で最後だと思う。元イソ弁の私は、ふと、井上先生とのことを書いてみたくなった。本来は、事務所外の皆さまにお読みいただく文章のため、「井上先生」と呼ぶことも不適切なことは承知しているが、本稿に限り、多方面にわたる失礼をご容赦いただきたい。

井上先生と私の出会いは、私が弁護士登録し、当事務所に入った平成16年10月。

少なくとも、事務所に入って1ヶ月間は、仕事が辛くて逃避的に司法研修所の教室を思い出していたことを覚えている。井上先生から最初にガツンと言われたのは、おそらく2~3日目、今となっては、話の内容は思い出せないが、おそらく、何気なく「先生、これはどうしたらしいですか？」と聞いたのだと思う。それに対して言われたのは、「自分の答えを持たずに来んといで。」。そのときは落ち込んだと思うが、それ以来、自分なりに調べて、考えて、これと思う回答を付けていくことにした。

弁護士登録してから何年かは、井上先生の下での案件に加え、自分1人でやっている案件や弁護士会の委員会での仕事も多く、毎日深夜まで仕事をしており疲労困憊。しかし、仕事さばきも決して早いとは言えず、井上先生としてはご不満で、「ちょっと話がある。」と呼び出しを受けた。その後、1ヶ月ぐらいは、出来るだけ井上先生に会わないように時間をずらすという、今思えば意味のないことをしていた記憶だが、その後、どうやって関係を正常化したのか、今では全く覚えていない。

その後、私も当事務所のパートナー（共同経営者）にしていただいたが、井上先生との関係では、イソ弁的な立場は変わらなかった。ただ、たまに、「上里さん、この書面、見てくれるか？」と言われるようになってしまった。

私も少しキャリアを積み、企業のCS（品質向上委員会）の取組みのような位置付けで、若手の社員さん向けて、仕事に臨む姿勢について講義をして欲しいとご依頼を受けたことがあった。

その講義の場で、「自分なりに考え、調べて結論を出してから、上司に相談する。」「自分の案件として考える姿で臨み、案件について自分として責任を持つ。」とい

うようなお話をしたところ、「その心構えはどうやって身に付いたのですか？」と聞かれたが、おそらく井上先生の厳しげい指導の賜物でしかない。

もっとも、井上先生は、これほど若輩者の私であっても、きちんと調べて自分の考えを持っていくと、それを邪険にすることは決してなかった。たとえ、井上先生の見解と違っていても、「先生、私はこう思いますが、いかがでしょうか？」と言うと、腹を立てることは決して無く、私が持ってきた見解について一緒に考えてくれた。だからこそ、私は、若輩者であっても自分の見解を持ち、また、自分の見解に責任を持つという姿勢を持つことができたのだと思う。自分もいつかそのような弁護士になりたい。

いろんなことがありすぎて、井上先生に対しては、最後まで、「感謝しております。」とも言わなかつた。今でも、「感謝しております。」は何か違うような気がしており、どんな言葉がぴったりくるのかは今でも分からぬ。ただ、私は、イソ弁時代でも、井上先生にイソ弁として使われたという記憶はない。自分が井上先生に育ててもらったことは間違いないとは思っている。



井上先生の還暦祝いの御礼に頂戴した、1対のシーサーの片割れ。  
これも懐かしい思い出。  
(1匹行方不明。ある日、どこかから出てくると思われる。)

# 将棋ソフトウェア不正疑惑問題と死刑廃止問題

弁護士 住田 浩史



## 1 将棋ソフトウェア不正疑惑問題

2016年から2017年の将棋界には耳目を集めるニュースが多くた。加藤一二三九段の引退決定、これと入れ替わるように登場した藤井聰太四段の鮮烈なデビュー、漫画「3月のライオン」の映画化、小説「聖の青春」の映画化など、枚挙にいとまがない。これらは、将棋の魅力を、熱心な将棋ファンでない人に対しても、十分に伝えてくれる。

しかし、なんといっても、将棋界を大きく揺るがしたのは、2016年秋から現在にかけて、三浦弘行九段に対する対局中の将棋ソフトウェア不正使用疑惑をめぐる日本将棋連盟の一連のずさんな対応と、2017年4月1日に行われた、将棋ソフトウェアと対戦する棋戦「電王戦」での佐藤天彦名人の敗北であろう。

この2つのできごとは、いずれも、「ソフトウェアが、将棋を指す能力において、トップ棋士をかなり上回っており、かつ、そのことについて、ソフトウェア開発者のみならず、トップ棋士を含めて大方の人が認めている。」ということを当然の前提としている。もし、ソフトウェアが人間にに対して優勢でなければ、前者のような疑惑はそもそもおこることはないからである。そして、後者のニュースは、現名人がソフトウェアに圧倒的に敗北するという、一昔前ならとてつもなく衝撃的なものであったが、棋界においては、もはや、半ば当然のことと受け止められた。羽生善治三冠はまだソフトウェアには負けていない、などという人もいなくはないが、時間と機会の問題であろう。

さて、まず、この事実は、一見すると、将棋の魅力を減殺すべきことではないように思える。例えば「自動車や船が、人間の走力や泳力をはるかに上回っているから、陸上競技や水泳にはもはや魅力がない」ということには、どうやらなっていない。将棋も、「別にソフトウェアが強かろうが、人間同士の将棋には関係ない」といえないか。しかし、将棋においては、どうも陸上や水泳と同じように考えることは、できそうにない。

この違いは、どうやら、人間が、「知性」という人間にとって特権的とされる特性において惨敗した、という点にありそうだ。これまで将棋においていわば秘技秘伝として大事にされ、また研究されてきた「定跡」や「大局観」がことごとく覆され、なんだ、結局は「0」と「1」の区別しかつかないコンピュータのほうが強いではないか、今までの研究は何だったんだ、というところに、人間の「知性」が著しく傷つけられたような感じを受けるわけである。

このことを十分に咀嚼できないまま、一部の棋士による疑惑告発を受けてうろたえた日本将棋連盟は、確たる証拠もないまま、三浦弘行九段に竜王戦という棋界最高の賞金を誇る棋戦への挑戦権を事实上剥奪するという不利益処分を下した。その後の動きは周知のとおりであるが、現時点でもなお、三浦九段に対する十分な名誉回復措置はとられているとはいひがたい。

## 2 死刑廃止問題

実は、これとほとんど時を同じくする2016年10月、日弁連主催の死刑制度に関するシンポジウムで、作家の瀬戸内寂聴氏がビ

デオメッセージ中で、死刑制度の批判とともに「殺したがるばかどもと戦ってください」と発言した、というできごとがあった。

この発言における「殺したがるばかども」とはいったいだれのことをさすのかは曖昧であるが（むしろ、曖昧で、「政府のことを意味する」などと解釈上の逃げ道を残していること自体がそもそもも発言として問題が大きい）、これが、会場にも多数いた死刑制度の存続に賛成する犯罪被害者、家族やその支援者らを深く傷つけたことは、動かしようのない事実である。このようなメッセージをそのまま流すことによって、主催者側の意図はともあれ、死刑廃止実現はさらに遠のいたことは間違いない。

さて、実はこの死刑廃止の問題も、人間の「知性」と大きく関わっている。法律家は、冤罪の歴史から、犯罪捜査や刑事裁判における人間の「知性」がいかに信頼できないものであるかを知っている。もちろん、これも重要な「知性」の働きである。しかしながら、そのことを知っているからといって、他人を「ばか」と言ってはいけない。同時に、凄惨な犯罪による被害者や残された家族が存在し、その感情が蔑ろにされ続けてきたこともまた極めて重要な、知るべき事実なのである。あのようなビデオメッセージを流すというのは、まさに、自分たちだけが正しく「知性」を体現するものである（=お前らはばかだ）と主張するのみである。

## 3 「知性」と手続的正義

このように、2つの問題は、一方では自らが抛って立つ「知性」が傷つけられたことへの深い動搖、そして他方では「知性」を振りかざす傲慢さから生じていた。この問題に、私たちはどう対処すべきだったのか。

ヒントは、手続である。将棋の問題でいえば、不正疑惑が起きたことは、チェスでの同種事例などから当然予想できたことなのであるから、対局中の電子機器の持ち込み禁止や離席の禁止等の規定をあらかじめ定めておくことは容易だったはずである。また、疑惑に対しても被告発者側の意見を十分に聴き、証拠が乏しいことはわかつっていたはずであるから、それに基づいた処理を行うことも可能であった。その上で、人間同士の戦いの魅力を伝える努力をすべきであった。そして、今もなお、誤りを認め、名誉回復措置を行うチャンスは残されている。また、日弁連の問題は、手続の重要性を最も理解しているはずの法律家によってなされたということで、日本将棋連盟よりも深刻である。いずれにせよ、死刑廃止運動は、死刑に代わる、被害者やその家族の感情を真に癒し慰めるような代替制度を模索し、全力でその納得を得るために努力を継続しなければ、絶対に実を結ばないということは明らかである。

わが国では、内容さえよければいいでしょ、ということで、このような手続的正義が軽視されがちである。しかしながら、「知性」を妄信せず、絶えず本当にこれは正しいのかと疑ってかかり、ひょっとして自分たちは誤っているのかもしれない、と考えて手続をふむという手續的正義（デューブロセス）こそ、人間が不完全であるが故にこそ持つ「知性」なのではないか。

# 御池総合法律事務所コンペ

弁護士 谷山 智光



## 1 ゴルフを始めました

2年ほど前からゴルフを本格的に始めました。ろくな練習もせずにとあるコンペに参加して屈辱的な結果であったため、一念発起して始めることにしました。レッスンを受け、何度かラウンドに行っているうちにすっかりはまってしまい、今ではクラブメンバーになって、月例競技にも参加するようになりました。

当然のことながら、ゴルフはプレー自体面白いものです。ボールの置かれた状態は毎回異なります。一打一打集中しても毎回同じように身体の動きを再現して打つというのは至難の業です。審判は自分ですから、ルールを知らなければなりませんし、自分を律することが必要です。相手は他人ではなく自分で、過去の自分との競い合いです（なお、このように書くとなんだかとても上手なように見えますが、まだまだ初心者です。）。

それにもまして、ゴルフは人との交流が広がるのが面白いです。日常の会話の中でもゴルフが趣味という話から「今度一緒に行きましょう。」というように話が進んでいくこともあります。現に何度か一緒にゴルフを行ったという方もいます。日常業務をしているだけでは知り合う機会がない方々とも、ゴルフを通じて知り合うことができます。私もゴルフを通じてたくさんの素晴らしい方々と出会うことができました。もっと早くに始めていれば良かったと思っているところです。

## 2 御池総合法律事務所コンペ

当事務所では、もともと坂田弁護士、長谷川弁護士、長野弁護士がゴルフをしていましたが（野々山弁護士も以前はしていたとのことです。）、私も始めたことで事務所でようやく1組組むことができるようになりました。その後、大瀬戸弁護士も加入し、事務所内ゴルフ人口が増えたため「御池総合法律事務所コンペ」を開催することになりました。



第1回御池総合法律事務所コンペ

とになりました。もっとも、コンペといってもまだまだ始まったばかりのため名ばかりで、上記弁護士に普段お世話になっている方を加えてゴルフをするという程度のものです。

記念すべき第1回は、昨年6月に比良ゴルフ倶楽部にて行いました。参加者は上記の弁護士5名を含む8名の2組で行いました。ゴルフ後は、京都駅前の居酒屋に移動し、懇親会を行いました。優勝は事務所メンバーではありませんでした。私は残念ながら最下位でした。

第2回は、昨年11月に再び比良ゴルフ倶楽部にて行いました。参加者は事務所弁護士4名を含む8名の2組で行いました。ゴルフ後は、烏丸御池駅前の居酒屋に移動し、懇親会を行いました。第2回からは優勝カップも用意し、少しコンペらしくなってきました。優勝はまたしても事務所メンバーではありませんでした。私は3位でした。



第2回御池総合法律事務所コンペ

## 3 次回はぜひご参加ください

まだまだこじんまりとしたコンペですが、定期的に開催できればと思っています。また、徐々に参加者を増やし、きちんと準備して、コンペというふざわしいゴルフコンペができればと思っています。燐をお読みいただいている皆様とも更なる懇親を深めることができればと思っていますので、ご興味おありの方はぜひお声かけ下さい。次回以降の御池総合法律事務所コンペのご案内をさせていただきます。



優勝カップ

# 新たなる挑戦

弁護士 北村 幸裕



どういうわけか、昨年は、様々な新しいことに挑戦で  
きた1年でした。共通の趣味を持つ方とお話しできたら  
嬉しいので、皆さんにご紹介しようと思います。

## 1 ソルトルアーフィッシング

まず、昨年の燐でご紹介したのですが、海でのルアー  
釣りを始めました。

始めた当初こそ、釣れるかな？などと心配していましたが、  
基本的に海の魚はあまりルアー慣れしていないよ  
うです。小振りなものが多いのですが、アジ、サバ、メ  
バル、カサゴなど、山ほど釣れました。始めたころに夢  
見ていたとおり、子どもたちに「もうアジいらん」を、  
本当に言わせることができました。

今年はもう少し釣りの対象を広げて、大物を狙ってい  
こうと思っています。

## 2 キャンプ

外出自体は嫌いではなかったのですが、ショッピング  
といった外出はあまり好きではなく、休みの日は室内に  
籠もり、読書したり、音楽を聴いたり、時には併せて  
歌ったりギターを奏でたり、ゲームをしたり…というイン  
ドア生活が完全に染みついていました。「色黒のくせ  
に何でインドアやねん！」とよく言われました。しかし  
ながら、それは誤解なのです。僕は陽に焼けやすく、色  
が戻りにくい体质なだけなのです。

ところが、上記の釣りを通じて自然に触れることが増  
えたためか、積極的にアウトドアでの遊びを楽しみたくな  
ってきました。

というわけで、キャンプにハマりました。

まだまだ初心者なので、冬の雪山に登って、山頂でテ  
ントを張るというようなハイレベルなことはとてもでき  
ません。今は、オートキャンプ場というサイトのすぐ側  
まで車を乗り付けられるところで、ほのぼのとキャンプ  
を楽しんでいます。

何回か行っているうちに、テント張りや食事の準備等  
にも慣れてきたので、楽しめることが増えてきました。  
最初は、テントを張ったり片付けるのだけで大仕事だっ  
たのに、驚くべき進歩です。同じことを繰り返すと、  
人って上達するんですね。

直近のキャンプでは、自家製の燻製にチャレンジして  
みました。すぐ裏側が海（砂浜）でしたので、ヒラメと  
かマゴチが釣れたらそれを燻製にしてみたかったのです  
が（そもそもヒラメって燻製に向いているのか？）、その  
ときはボウズでしたので、やむを得ず近くのスーパー  
で食材を買うことになりました。残念。

次こそは釣った魚を燻製にして食べてみたいです。

## 3 囲碁

きっかけは「ヒカルの碁」です。漫画「ヒカルの碁」  
が連載していて大人気だったのが、僕が大学生の頃で  
す。当時、ブームに乗っかろうと、友人達と一緒に大ま  
かなルールを覚えたのですが、誰かの指導を受けるわけ  
でもなく、碁石や碁盤を使って実際に打つこともないま  
ま、あっという間に仲間内のブームは終わってしまいました。

先日、偶然「ヒカルの碁」を読み直す機会があり、う  
ちの子どもたちにも読ませたところ、とても面白かった  
らしく、一緒に囲碁を覚えることになりました。

子どもたちは囲碁教室に通ってメキメキと強くなって  
きています。子どもを相手に打つと実感するのですが、  
子どもの判断は本当に早いですね。もちろん、何も考  
えずに間違った手を打つことが多いのですが、僕があれこれ  
とゆっくりと考えていることを瞬間に考えて、次の  
手を打っているようで、感心することが多いです。

最初は僕の方が圧倒的に強かったのですが、最近では、  
子どもの方が強くなっています。もうすぐ「石を  
置け」と言われそうです。負けると悔しいので、子ども  
には絶対負けない将棋やオセロでケチョンケチョンにし  
て、憂さ晴らししてやります。

囲碁は、世代をこえた人たちと一生楽しめるもので  
すので、仕事の合間に少しずつ勉強しながら、のんびりと  
楽しんでいこうと思っています。

## 4 英会話

受験勉強や大学の授業で英語を勉強しただけです  
ので、僕の英語力は、「読む>書く>聞く>話す」です。  
しかも全体的にレベルは高くありません。

英語で話しかけられた時、これまででは、何ら臆することなく、ジェスチャーと日本語で堂々たる対応をして  
いました。ただ、日本にいるときはいいとしても、海外に  
行ったときもそれでいいのだろうか？とふと思ったので  
す。旅行に行くと、確かに日本語が通じるところは多い  
のですが、英語でコミュニケーションがとれるともっと  
楽しいことがあります。

そこで、まずは、日常会話をストレスなくできること  
を目指して、毎日少しづつがんばっている次第です。い  
ずれは寝言を英語で言うてみたい。

## 5 まとめ

というわけで、昨年40代に突入し、ますますエネルギー  
ッシュに毎日を過ごしています。共通のご趣味をお持  
ちの方々、ぜひお声がけください。

# ワシントン、ニューヨーク訪問記（海外調査番外編）

弁護士 志部 淳之介



## 1 ワシントン、ニューヨーク訪問

少し前の話になりますが、平成28年3月5日～13日にかけて、アメリカ合衆国（ワシントン、ニューヨーク）を訪問し（近畿弁護士会連合会、京都弁護士会、大阪弁護士会、兵庫県弁護士会の消費者保護委員会共同調査）、米国クラスアクションの実情調査を実施しました。その際の調査結果は、報告書に譲るとして、今回は、その道中について番外編という形でお話しようと思います。

## 2 ワシントン

ワシントンでは調査の合間の自由時間を確保することができたため、滞在先ホテル近くの観光名所を見学しました。ホテルから少し歩くとアメリカ合衆国議会議事堂がありました。残念ながら改修中だったのですが、荘厳な建物です。オバマ元大統領、トランプ大統領が就任演説を行ったのは、この建物の前ですね。



アメリカ合衆国議会議事堂

このほか、スミソニアン博物館やオベリスク、ホワイトハウス等、徒歩で散歩できる距離に名所がそろっており、短時間ながら非常に興味深く見学することができました。スミソニアンの美術館、博物館群は、日本と異なり、なんと入館料、見学料が無料です。その展示物は膨大で、全部を見るには数日間～数週間を要するのではないかでしょうか。

## 3 ニューヨーク

ニューヨークでは、移動日の到着後数時間、自由時間を設けることができました。滞在先は、ブロードウェイのタイムズスクエア近くのホテルでしたので、あらかじめ目をつけていた近所の名所（セントラルパーク）に地下鉄で訪れるにしました。セントラルパークに着いたのは、日が暮れかけた頃、公園内にあるメトロポリタン美術館に着いたのは閉館15分前でした。入館



日没前のセントラルパーク

後、目をつけていた印象派の絵画数点をかろうじて鑑賞し、あっという間に退館となりました。

帰り道、タイムズスクエアの前を通ったのですが、まばゆいまでの広告の嵐、真昼と見まがわんばかりの明るさでした。人々は何故か明るく踊ったり歌ったりお祭りのような雰囲気でした。



タイムズスクエア

## 4 食べ物事情

ワシントンでは、夜は中華街やホテル近くのレストランでの食事をしました。他方、お昼は、調査の合間に短時間の昼休憩をとるのが精一杯で、カフェや公園の屋台等で食事を済ませることが多かったです。驚いたのは、公園で買った弁当のボリュームでした。ハンバーガーのセットを購入すると、何も言わなくても日本でいうところのXLサイズ。やっとのことで巨大なハンバーガーを食べると、その2倍の量のボテトが待っています。調査の間に少しだけ胃が膨らんだ気がします。

滞在期間が経過するにつれ、やはり日本食が恋しくなります。前回のギリシャ・フランス調査でも途中で我慢できなくなり日本食に走りましたが、今回もそうでした。ニューヨークで入った日本食レストランでは、寿司、天ぷら、そば等をいただきました。美味しかったです。片言の日本語で「まいど」と挨拶されるのですが、おそらくスタッフは中国の方でしょう。

## 5 雜感

海外調査の醍醐味は、普段の旅行では行けない省庁や公官庁、法律事務所等を訪問、調査できることかと思います。他方で、せっかくの海外ですから時間を無駄にせず、その土地の風土の調査も怠りたくないところです。今回は、念願だったスミソニアン博物館やメトロポリタン美術館に行けて本当に良かったと思います。アメリカという国のスケールの大きさを感じることができました。しかし、メトロポリタン美術館の滞在時間が15分とは…、次回、もう一度行きたいですね。

# 法曹サッカー

弁護士 若竹 宏諭



## 1 京都に来て、1年が経ちました。

当事務所の弁護士、事務局の方々だけでなく、京都や大阪の地で再会し、また、新しくお会いした方々に大変良くしていただき、当事務所での勤務開始後の約1年間をとても充実したものとすることができました。誠にありがとうございました。

中でも、月1~2回程度のペースでサッカーができたことは、この約1年間を心身ともに健康に過ごせたことの要因だったのではないかと思います。そんなこともあり、また、子どもの頃からサッカーをしていたこともあって、今年の燐では、これまでのサッカー人生の集大成として(といっても、部活は高校1年までですが)、「現代サッカー」をテーマとし、満を持して、戦術等まで踏み込んだ記事を投稿しようかと意気込んでいました。しかしながら、これまでのサッカー界の変遷、現代サッカーの戦術などを語るだけの知見がないことに気付きました。そして、いつの間にか締切日が迫っていたのです。

甚だ遺憾ですが、そのような大作はサッカーを始めて30周年記念などに取っておき、今回は、私が現在身を投じている法曹サッカーの世界をご紹介したいと思います。

**2 法曹サッカーは、文字通り、裁判官、検察官、弁護士、司法修習生等で構成されたチームが、年に1度、親睦を旨とした全国大会で楽しくサッカーをし、それに向けて各チームが日頃から練習等を行うというものです。日本全国には、単一ないし複数の弁護士会をベースとしたチームが12程度あります。私は、修習地が京都だったことから、司法修習以来、京都法曹サッカー部に所属しています。**

初めて練習に参加した時に感じたのは、弁護士や裁判官が意外と走るし結構ガチだ、ということです。自分が運動不足だったということもあったかと思います。それでも、普段は忙しく仕事をしているはずなのに、こんなに動けるのかという感じでした。そして、楽しく、かつ、適度に結果を追求していくというチームの雰囲気は、部活サッカーから早々に退いた私に合っていました。

関西では、年1回、大阪、京都、神戸のチームが参加する関西カップという独自の大会があります。初めて関西のチームと対戦した私は、厳しい試合が続いたことも影響したのかもしれません、関西のチームは当たりが多い、かなり熱くなるなあと想い、国内サッカーでも地域性があるものかと独り分析していました。その後、全

国大会の決勝トーナメントで関東のチームと相対したとき、非常に厳しいマークだ、試合がヒートアップしてきたなど、デジャヴを感じたのです。関西カップで私が地域性のせいにしていたものは、単に久しぶりに公式戦を経験したからに過ぎなかったことが判明しました。

だからなんだという話ですが、法曹サッカーの世界でもかなり熱い戦いが繰り広げられます。気が付くと、何も問題がないかのように、元Jリーガー、元ユース世代日本代表、選手権出場経験者等までピッチ上に出現してきます。これは私がこの世界に足を踏み入れた時にはリアなケースでした。直近の2年間は全国大会に参加できていませんが、聞くところによると、現在はそういったプレイヤーが更に増えているとのことです。緩めのサッカーを追い求めてきた私としてはあまり望ましくない方向に進んでいますが、一方で、チームが一丸となって真剣に勝利を求めていくことができるのも法曹サッカーの醍醐味である、と自分の尻を叩いて頑張っています。

法曹サッカーにはサッカー以外にも魅力があります。全国大会の合間に開催される懇親会です。懇親会では、主催チームが趣向を凝らし、ご当地料理や地酒が用意されたりします。また、当日の試合のゴールシーンがすべて流されるというサービスや(いつかこのサービスの恩恵を享受したいものです。)、各チーム代表者のスピーチもあり、例年、かなり盛り上がります。これらはさることながら、来賓のスピーチなどもレベルが高いです。私が参加した静岡大会では、ゴン中山からのメッセージ動画が流され、昨年は松木氏だったとのことです。

これまで国内法曹サッカーの世界について触れてきましたが、国境を越えた法曹サッカーの世界もあります。法曹界のワールドカップとアジアカップのような大会です。私は、まだ参加したことはありません。幸いにも選考プロセスはなく、参加意思があり、かつ、時間と費用をかけなければ参加できますので、身体がある程度思うように動くうちに参加できたらと考えています。

**3 今年は、京都法曹サッカー部が広島で開催された全国大会で優勝してから10年を迎える年だということです。奇しくも今年の全国大会は広島県福山市で開催されます。今後も法曹サッカーを楽しみながら、10年ぶりの優勝に貢献できればと思っています。**

# 特殊詐欺被害に遭わないために

弁護士 伊吹 健人



## 1 特殊詐欺被害の現状

特殊詐欺とは、不特定の人に対して、対面することなく、電話、FAX、メール等を使って金銭等をだまし取る詐欺です。

大きく分けて、振り込め詐欺とそれ以外の特殊詐欺があります。振り込め詐欺には、代表的なオレオレ詐欺や還付金等詐欺のほかに、架空請求詐欺や融資保証金詐欺（融資するとの虚偽説明をして保証金等の名目で金銭等をだまし取る。）があります。それ以外の特殊詐欺としては、金融商品等取引名目（架空会社や対価ほど価値のない有価証券等）、ギャンブル必勝情報提供名目、異性との交際あっせん名目の特殊詐欺等があります。

警察庁の統計によれば、平成28年の特殊詐欺の被害総額は約406.3億円、認知件数は約1万4151件となっています<sup>\*1</sup>。また、消費者庁の統計によれば、詐欺的な手口1件あたりの平均被害額（平成27年もの）は、全体平均で131万円、65歳以上に関するものは396万円となっています<sup>\*2</sup>。

本稿では、このような特殊詐欺から身を守る方法をご紹介します。ご自身だけでなく、ご家族、ご友人、ご近所の方々の被害を予防するためにも参考にしていただければ幸いです。

## 2 個人でできる予防法

### (1) 心がけ

「自分や自分の周りの人は騙されない」あるいは「特殊詐欺は一部の高齢者だけが被害に遭うもの」と思っていませんか。

しかし、特殊詐欺は人間の心理を巧妙に利用して行われます。どんな人にもだまされる危険があるのです。実際に、振り込め詐欺の被害に遭った方の多くが「振り込め詐欺を知っていた」「被害に遭うとは思っていなかった」と考えていましたとも言われています。また、高齢者の被害が目立つのは、資産を保有し、自宅にいることの多い高齢者をターゲットとして手口が巧妙化した結果であるとも考えられています。実際、最近では、ビジネスマンを狙って、役員や取引先になりますて虚偽の送金指示をする「ビジネスメール詐欺」の被害も発生しています。

いつ特殊詐欺のターゲットにされるかわからないという心がけが大切です。

### (2) 最新の手口を知る

詐欺の被害に遭わないためには、「これは詐欺かも知れない。」と気付くアンテナが何より大事です。

詐欺の手口に関する情報は、報道のほか、警察庁、消費者庁、国民生活センター等のウェブページでも入手できます。また、電子メールで情報を知らせるサービスとして、国民生活センターの「見守り新鮮情報メールマガジン」や各地方の警察で犯罪発生情報等をメール通知す

る取組みをしているところがあります。

### (3) 予防ツールを使う

電話での詐欺被害の予防ツールとして、①留守番電話機能を在宅中でも設定することや、番号表示サービスの利用により、知らない人からの電話には出ないようにすることのほか、②迷惑電話対策機器の活用（電話着信時に、「振り込め詐欺等による被害防止のために会話内容が自動的に録音されます」等の自動応答メッセージを流し、通話内容を録音する装置や、全国の警察等が把握した特殊詐欺の犯行に使用された電話番号等からの着信を自動で拒否する装置等が市販されています。）等が挙げられます。

### (4) 詐欺と疑われる電話や手紙、メール等が来たら

「ATMで還付金を支払う」「現金を送れ」「電子マネーの番号を教えて」「等を内容とするものは詐欺である可能性が高いです。家族や役所、警察、金融機関等を名乗る場合には、実際に各所に確認しましょう。

また、一度そのような電話やメールが来た場合、詐欺者に個人情報が把握されている可能性がありますので、電話番号等の変更や、上記予防ツールやセキュリティ対策の導入を検討しましょう。

## 3 地域の取組み

地域ごとに、福祉関係の機関・団体と連携し、高齢の方々の見守りネットワークが構築されているところもあります。

また、企業の取組みとして、コンビニや金融機関の窓口・ATMでの声掛けや、最近では、一部の金融機関で、一定期間以上ATMで振り込み実績がない高齢の預金者の振込限度額を0円に設定すること等も行われています。

さらに、最近では、ATM等で、一般の方々からの声掛けによって詐欺被害が防止されたケースが増えているとの報道もなされています。

## 4 通報・相談窓口

被害に遭った、遭いそうになった場合、警察、消費生活センター（消費者ホットライン188番に電話すると、最寄りの窓口に案内されます。）、弁護士会、法テラス等が窓口です。通報・相談が早いほど、被害回復の可能性が高まりますし、新たな被害の予防にも役立ちます。

なお、最近、詐欺被害に遭った方が、消費生活センターを名乗った者やトラブル解決をうたう探偵業者等から二次被害に遭うケースが発生していますので、注意が必要です。

\*1 警察庁ホームページ「振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺の被害状況」  
[https://www.npa.go.jp/safetylife/seianki31/1\\_hurikome.htm](https://www.npa.go.jp/safetylife/seianki31/1_hurikome.htm)

\*2 消費者庁「平成28年版消費者白書」

[http://www.caa.go.jp/adjustments/index\\_15.html](http://www.caa.go.jp/adjustments/index_15.html)

# 初めての沖縄旅行記

弁護士 森貞 涼介



## はじめに

2017年4月初旬、初めての沖縄に行ってきました。そのことについてお書きしようと思います。お気軽に読んで頂けると幸いです。

## 1 初日

初日は、夕方に着きましたが、那覇空港に降り立ったときの空気感で、沖縄はもう初夏だということが分かりました。沖縄に詳しい方から、有名店と聞いていた「ステーキハウス88」を予約していたので、ホテルにチェックインし半袖半ズボンに着替え、足早にステーキハウスに向かいました。ステーキはとてもおいしかったのですが、行った店舗は、地元のお客さんばかりのようで、予約までして1人でステーキを食べている私は若干浮いておりました（諸事情により1人になりました）。このお店はもともと「Aサイン」（米国人・軍属が入っても良い飲食店）だったという歴史があるお店です。

その後は、沖縄で一番賑わう観光地と聞く、国際通りに歩いて向かい、賑やかな雰囲気に圧倒されつつも、ひと通りお店を眺めてまわりました。

## 2 2日目

2日目は、名護方面へ向かいました。道中「きしもと食堂」というソーキそばのお店に立ち寄り、初めてのソーキそばを味わいました。知る人ぞ知る有名店らしく、開店前は、10人以上の列ができていました。調べて頂ければ分かるのですが、店の外觀からして、地域密着型のお店で観光客が押しかけるように見えないのですが、観光客らしきお客様もけっこういました。

その後は、普天間飛行場移設先である辺野古の「キャンプ・シュワブ」を訪れました。といっても、車をとめるところがなく、基地のゲート前で座り込みをしている様子を、1往復して見学してきました。その日は、日差しもつよく、外に長時間いるには辛い環境だったと思いますが、20人くらいは座り込みをしていました。座り込み「1007日目」という立て看板が設置していました。

その後は、沖縄に行ったことのない私でも、ずいぶん前から知っていた「美ら海水族館」に行きました。水槽のさかな、イルカショーも見所ですが、隣接する海がと

ても綺麗で印象的でした。

水族館の後は、古宇利島を目指しました。私もよく知らなかったのですが、2005年に全長2キロメートルの古宇利大橋が開通し、その後観光地として賑わうようになり、某男性アイドルグループの出演するCMのロケ地となつたことで、さらに有名になったそうです。車で数十分で1周できる小さな島なのですが、海が本当に鮮やかなブルーで綺麗でした。是非おすすめしたいスポットです。

この日の夜は、宜野湾市で開催された日本一早い花火大会「琉球海炎祭」に行きました。この花火大会の花火は、音楽に合わせて打ち上げられたり、コシノジュンコ氏のデザイン花火があつたりなど凝った演出をしており、とても楽しいものでした。

その後は、沖縄の弁護士さんに教えて頂いた琉球料理のお店に行ったのですが、先の花火大会で調子にのって焼きそば等々を食べ過ぎた結果、あまり食べることができませんでした。けれども、ゴーヤチャンプル、紅芋の天ぷら、海ぶどう、しまらっきょう、どれもおいしかったです（その日食べたもの全て）。

## 3 3日目

午前は、首里城に行きました。かの有名な守礼門は案外小さかったです。加えて、本殿も工事中で一部シートがかかっており、少しばかり残念でした。午後は本島の南にある平和祈念公園に行きました。芝生の上に立ち並ぶ慰靈碑とその先に続く水平線のコントラストが醸す静謐な雰囲気には息をのみました。沖縄観光というときに、そんなに選ばれる場所ではないのかもしれませんのが、絶対に行くべき所だと思いました。公園というだけあって、地元の人の憩いの場所にもなっているようでした。



平和祈念公園にて

## 4 おわりに

というわけで、沖縄で行った場所を書き連ねただけになってしましましたが、結果的には、どこも楽しかったです。夏が好きな私にとっては、4月に半袖半ズボンでいられるというだけでも大満足でした。

# ミステリーはお好き？

客員弁護士 二本松 利忠



1 ミステリーあるいは推理小説は、その定義自体が曖昧であるが、広義ではリーガル・サスペンス（法廷もの）、探偵小説、警察小説、犯罪小説の類を含むと理解してよいであろう。この意味でのミステリーは、私の読書分野の一大ジャンルをなしている。しかし、そこに至るまでには若干の歴史がある。

2 小学校のときに「少年探偵団」や、子ども向けのシャーロック・ホームズ、アルセーヌ・ルパンに夢中になった。その後、他に読みたいものが増えて、こうした本は読まなくなつたが、それには、三島由紀夫の「とにかく古典的名作といへども、ポオの短編を除いて、推理小説といふものは文学ではない。わかりきつたことだが、世間がこれを文学と思ひ込みさうな風潮もないではないのである。」（同「推理小説批判」）の言葉に多分に影響されたこともある。もっとも、自分の性格から、手を出すと夢中になつてしまふことを恐れ、遠ざけていたという面がある。

3 世界的にもミステリーは長い間低俗小説の扱いを受けてきた。かのコナン・ドイルは、「ホームズ最後の事件」で、ホームズがスイスの滝で宿敵モリアーティ教授と争い、一緒に滝壺に転落して（おそらく）死亡したことにしてシリーズを終わらせた。ホームズを死なせたのは、ドイル自身、自分が苦心して書く歴史小説よりも、気楽に書いた「ホームズもの」のほうが好評であることには我慢できなかつたからである。しかし、その10年後には「空き家の冒險」でホームズを再び登場させた。ファンからの根強い要望もあったが、ひとえにドイルの財政的な事情によるものであった。ルパンを生み出したモーリス・ルブランも、第一作で評判となつた後、しばらく続編の執筆を断っていた。彼は、その理由を「当時のフランスでは、謎解きや探偵の小説というのは低俗なものという扱いだったからだ。」と述べている（同「アルセーヌ・ルパンとは何者か？」）。

このようなミステリーであったが、次第に広範な読者の支持を得て、その地位を上げてきた。戦後、大量の英米のミステリーが我が国に紹介されて一大ブームとなり、日本でもミステリー作家がたくさん登場した。三島が前記のような苦言を呈したのは、こうした風潮が進み、一方で「純文学の凋落」が言われ始めて、我慢がで

きなかったからであろう。ミステリーの現在の隆盛ぶりを知つたら、三島はどのように嘆くだろうか。

4 私も世の中のミステリーブームには背を向けていたが、禁を破るのは簡単であった。その頃、毎年必ず読むことについていた芥川賞受賞作品がつまらなくなってきたのである。中には、最後まで読み通すのが苦痛になるものも出てきた。これらを含め、自己の生活体験に執着する日本の「私小説」が嫌になり、「純文学」離れとなつたのである。そして、当時、刑事裁判を担当していたことから、アメリカの刑事法廷の実情を垣間見るように適当であろうと自分に言い訳をして、アメリカのリーガル・サスペンスから手をつけたところ、案の定はまってしまった。最初に夢中になったのがE・S・ガードナーの『ペリー・メイソン』シリーズである。80冊あまりをあらかた読み、他の作家にも手を広げたが、これらを通じて、審理の彼我の違いのみならず、「真実」についての理解の違いにずいぶんと驚かされた。アメリカでは、「真実」はどれだけ時間と手間をかけても明確になるとは限らず、法廷で検察官と被告人が対等な立場で全力で争い、そこで真実と認められたものを「真実」としてよいと考えるようである。まさに「石は水に沈み、木の葉は浮く」と考えるのが日本であるのに対し、「水に沈んだものは石、浮いたものは木の葉」と認識するのがアメリカである（佐藤欣子『取引の社会—アメリカの刑事司法』）。

その後、読書の対象は、探偵もの、警察ものに広がつたが、良質な作品がたくさんあることを発見した。例えば、レイモンド・チャンドラーの小説は立派なアメリカ文学であり、この点で三島は間違っている。ただ、当初は面白いと思った謎解きものには飽きてしまい、人間模様が味わえる作品に重点が移った。その点で、一部を除き、アメリカのミステリーの登場人物は平板でコクのない人物が多く、ジョルジュ・シムノンの『メグレ警視』のようなフランスものに傾倒するようになった。最近は、違った味わいのある北欧ミステリーが好みである。

「探偵小説を読むことは、多少の有害性と愚行ゆえに喫煙とクロスワード・パズルの間に位置づけられる一種の悪習である。」とはアメリカの文芸評論家エドマンド・ウィルソンの言である。私もすっかりこの悪習にはまって抜け出せないでいる。

## 学恩

客員弁護士 大瀬戸 豪志



私の恩師は、中央大学名誉教授・法学博士・桑田三郎先生です。私が中央大学大学院法学研究科に進学してまもなく桑田先生から、学者を志す者は、先ず健康であること、次にシッコイこと、そして頭が良すぎないこと、という三つの条件を備えなければならぬといわれました。最初の条件はどの職業に就くにも必要なものですから当然のこととして、二番目の条件は納得のいくまでとことん究明する心構えの必要性をいうものとして受けとめました。三番目の条件はよく分からなかったので、おずおずと桑田先生にその意味をお尋ねしたところ、学問というものは疑うことから始まるのに、頭が良すぎるとすぐ納得してしまい、疑うことをしないからだ、という答えが返ってきました。そういうことなら自分にも学者になれる資格があるかなと思い、桑田先生のお許しを得て門下生になったのが私の学者生活の始まりでした。

しばらくして、桑田先生から、「ストラスブル特許協定」の仏語の原文と独語による同協定の解説等を手渡され、仏語による同協定の翻訳をし、独語によるその解説等を参考にして日本語で同協定の解説を書いてみるよういわれました。私は、法学部時代の第2外国語は仏語でしたので独語の解説は読めませんと申し上げたところ、独語は3か月で基礎を勉強し、後は辞書を引きながらでも独語文献を参考にして3か月間で日本語による解説を書きあげてみよ、とのご下命を受けました。それからは必死で独語と格闘し、半年間で独語の辞書がボロボロになるほどでした。半年後、なんとか形にして桑田先生にみていただきましたが、協定の翻訳はもとより、解説の方も真っ赤な添削が入って突っ返されました。その後も何度も書き直しを命じられましたが、最終的には、桑田先生のご推薦で、「ストラスブル特許協定について」という表題でAIPPI（国際工業所有権保護協会）日本部会月報1973年3月号に掲載されることになりました。これが私の書いた最初の活字になったもので、同誌を手にしたときの感激はいまでもよく思い出されます。ちなみに、同協定は、その後の「ヨーロッパ特許条約」の実体規定の基礎になったものです。

桑田先生のご専門は「国際私法」ですが、「工業所有権法（知的財産法）」の分野でも大きな業績を残されて

います。論文集として、『国際商標法の研究－並行輸入論』（1973年）、『工業所有権法における比較法』（1984年）、『国際商標法の諸問題』（1992年）及び『工業所有権法における国際的消耗論』（1999年）があります。なかでも、私の知的財産法の研究で最も影響を受けたのは『工業所有権法における比較法』です。本書は、桑田先生から校正を任されたということもありますが、内容の面で、私の生涯の研究の羅針盤になったものです。

先ず、知的財産法研究の方法論として、同書において桑田先生が提唱された「比較判例法的解釈方法」によって外国法、とくに独法（当時は西独法）の研究とそれに基づく日本法と独法との比較判例法的解釈が私の研究方法の中心になりました。そして、その方法論に基づく私の具体的な研究テーマは、特許請求の範囲（クレーム）の解釈による「特許発明の保護範囲理論」です。私がこのテーマを選定する契機となったのは、同書の巻頭論文「特許侵害訴訟における等価理論の適用について－若干の比較法的考察」（初出「比較法雑誌9巻2号」1976年）です。この論文では、西独法のみならず、スイス法、仏法、英法及び米法とわが国との比較判例法的考察が広範かつ詳細に行われています。

注目すべきは、その標題にある「等価理論」という用語です。これは、一般に言われている「均等論」という語が特許発明の保護範囲の実態を適切に表現するものではない、「等価理論」と言い換えられるべきだという桑田先生の強い信念に基づくものです。その理由として、桑田先生は、「日本語の手近な用例としてみても、機会均等…、均等の品質、または『均等の割合』…という場合の均等（equality）の概念と、たとえば、等価交換という場合の等価（equal in value）のそれとは、明らかに別個のものである。前者が単純計算的であり、後者がいわば『価値関係的』（wertbezogen）である点において、その相違は、思考の原型においては、法哲学上もっとも歴史的な区別、すなわち、『均分的』（算術的）正義と『配分的』（幾何学的）正義のそれに通じるであろう。」と述べられています。つまり、特許発明の保護範囲理論としては、後者の意味で「等価理論」が正しいといわれているわけです。このような桑田先生のご指摘に従い、私の論文でも一貫して「等価理論」という用語を使用し

てきました。「ドイツ法における等価理論」(パテント49卷11号9頁、1996年)、「特許侵害訴訟における等価理論－東京高裁平成6年2月3日判決の意義と問題点」(『知的財産権法の現代的課題』5頁、1998年)、「等価理論の基礎」(『21世紀における知的財産の展望』103頁、2000年)、「等価理論の現在－裁判官の所説を中心として」(『知的財産法の挑戦』121頁、2013年)、「等価理論（均等論）の将来－特許法における正義の観点から」(日本工業所有権法学会年報38号207頁、2014年) 等です。

私が教えを受けたのは、このような用語の問題だけではなく、内容面においてもそうであることはいうまでもありません。桑田先生が等価理論に関する上記の論文を公表された1976年当時、均等論（等価理論）を「置換可能性」と「推考容易性」だから定義するのが一般的であったのですが、これに対し、桑田先生は、「ほんらい実質的な評価定式である等価理論について、あたかもレンズのないカメラのように、評価基準そのものが脱落している」と厳しく批判していました。そして、等価理論にあっては「『特許発明と技術的思想を同じくし…』

という評価基準が見失われてはならない」と喝破されていました。その後、平成10（1998）年2月24日の最高裁判決（ボールスプラン事件）において、等価理論の積極的要件として置換可能性と容易想到性だけでなく、「特許発明の非本質的部分における相違」という要件が加えられました。私は、かねてこの要件は特許発明と対象製品等との「技術的思想の共通性（同一性）」をいうものと主張してきましたが、その根底には、桑田先生の上記の評価基準に関するご意見が存在しているものと考えています。

桑田先生から賜ったお教えは上記の他にも数多くのものがありますが、すでに齢70数年に達する私が、その学恩にお答えすることができていないことに忸怩たるものがあります。いつの日かそのお詫びとお札を申し上げようと思っていましたが、残念ながら、桑田先生は、平成25年9月14日に享年94歳で逝去されました。今はただ、桑田先生の学恩にここで改めてお札を申し上げるとともに、先生のご冥福を祈る以外になすすべはありません。

## 改正個人情報保護法

弁護士 小原 路絵



1 改正された個人情報の保護に関する法律が平成29年5月30日から全面施行されていますので、主な改正点を説明します。

### 2 ①定義の明確化

改正法により、個人情報の定義規定がより詳細になり、記述だけでなく、音声や動作等で表現されるものも対象となることが明記されました。

また、「個人識別符号」として、身体的特徴や、役務の利用や商品の購入の際に割り当てられる番号も個人情報に該当することが明記されました。具体的には、顔認証データや指紋認証データ、旅券番号、運転免許証番号、基礎年金番号等がこれらにあたります。

なお、個人識別符合と異なり、それだけで個人情報にあたらないとされている預貯金口座番号・携帯電話番号・クレジットカード番号等も、氏名・住所・生年月日等と紐付けて管理されるなど、個人の特定が可能であると、個人情報にあたることになります。この点は、改正前の解釈と同様です。

さらに、「要配慮個人情報」（人種・信条・犯歴・病歴等）の定義も新設され、原則取得時に本人の同意を要するなど、より厳格な取り扱いが求められる個人情報が明確化されました。

### 3 ②対象者の拡大

改正前は取り扱う個人情報が5000人分以下の小規模事

業者は同法の適用が除外されていましたが、これが撤廃され、今後は全事業者が対象となります。

### 4 ③情報の取得・提供時の確認・記録義務

トレーサビリティとして、第三者に個人データを提供する場合、提供年月日と氏名を、取得時にはこれらに加え、取得経緯も確認・記録しなければならないことになりました。

### 5 ④匿名加工情報制度の新設

個人を特定できないよう個人情報を加工したものとして、その加工方法や取り扱いに関する規定が新設されました。

### 6 ⑤オプトアウトの厳格化

オプトアウトを利用しようとする事業者は、個人情報保護委員会に届出することとなり、同委員会がその内容を公表することになりました。

### 7 その他の改正点として、外国への第三者提供、開示請求権の明確化及び消去・廃棄の努力義務等があります。

また、新たに設立された個人情報保護委員会に監督権限が一元化されるため、同委員会で、同法に関するガイドラインやQ&A等が多数公表されています。

## 法律紹介 2

### 宅地建物取引業法の平成28年改正 (インスペクション)について

弁護士 草地 邦晴



平成28年改正の最も重要な点は、既存建物状況調査(インスペクション)等に関するもので、平成30年4月1日から施行されます。その目的は、既存住宅を売主・買主が安心して取引できるような環境を整備し、その流通を促進することにあるとされています。国交省は平成25年にガイドラインを定め、これに基づいて既存住宅のインスペクション(現況検査)が行われてきましたが、改正法では概ね同様の内容で「状況調査」を定め、既存住宅売買瑕疵保険加入に必要な検査基準とも同等のものとして保険加入も促進し、宅建業者による情報提供とも関連づけています。

主な改正点は3つです。いずれも既存建物に関する場合で、宅建業者は、①媒介契約を締結したときに、依頼者に対し建物状況調査を実施する者のあっせんに関する事項を書面交付し(34条の2四)、②重要事項説明時には、買主に建物状況調査実施の有無、実施した場合における結果の概要、及び検査済証や確認申請図面等の書類の保存状況を説明し(35条)、③建物の構造耐力上主要な部分等の状況について当事者双方が確認した事項について各当事者に書面交付する、といった各義務が課されました(37条)。

建物状況調査は、このあっせん(義務)による利用促進が期待されていますが、実施自体は義務ではありません。状況調査を実施した場合には、その結果の概要が買主に重要事項として説明され、その内容を当事者双方で確認した場合は、37条書面(多くの場合契約書)に記載されることが想定されています。

既存住宅の取引にあたっては建物の質に対する不安が課題となっていましたが、所定の講習を修了した専門家である建築士の調査結果をふまえ、また既存建物の建築、維持に関する書類の保存情報も提供されるので、取引当事者双方にとり安心材料となります。

他方、注意も必要です。状況調査の対象は、建物の構造耐力上主要な部分又は雨水の浸入を防止する部分に関するもので、その他の調査は基本的に含みません。内容も劣化事象等の有無を目視で判定したものが中心で、その原因、瑕疵の有無、建築基準関係法令違反の有無等の判断は含まれません。従って、この状況調査の結果から、建物に瑕疵がないとか適法な物件であると安易に信頼することは危険で、買主としては過大に評価することができないようにすべきでしょう。

## 法律紹介 3

### 改正消費者契約法が 平成29年6月3日から施行

弁護士 野々山 宏



制定から15年以上経過し裁判例や相談例が蓄積してきたことや、高齢者の消費者被害増加などの新しい傾向に対処するために消費者契約法が一部改正され、平成29年6月3日から施行されています。改正にあたっては、多くの論点が議論されました。今回施行される改正は5点

です。大変少なく不十分なので、追加の改正を行うための議論が内閣府消費者委員会で進められています。

少ないと言ってもいずれも重要な改正です。第1は、高齢化社会の進展の中で判断力不足につけ込んで大量販売する被害が多くあることから、過量な内容の消費者契

約をした場合に取消しができる制度を導入しました（消費者契約法4条4項）。消費者契約の目的となる商品・サービスなどの分量、回数、期間がその消費者の通常の分量などを著しく超えており、これを事業者が知って勧誘した場合には契約の取消しが可能となります。第2は、不実告知などの対象となる「重要事項」に、消費者契約の目的となる商品等がその消費者にとって、生命・身体・財産などの重要な利益の損害や危険を避けるために通常必要と判断される事情が追加されました（同法4条5項）。シロアリがないのに、あたかもいるように言って家屋という重要な財産の損害を回避するためにシロアリ駆除を勧誘するなど、契約の必要性に関する事情がこれに当たります。第3に、取消しの行使期間が、これまで消費者が誤認していることを知ったり、困惑状態か

ら抜け出してから6か月以内でしたが、余りに短いのでこれを1年以内に延ばしました（同法7条）。第4に、無効となる条項のリストに、事業者の債務不履行や瑕疵担保責任に基づく消費者の解除権を放棄させる条項を追加しました（同法8条の2）。第5に、信義誠実の原則に反して消費者の利益を一方的に害する条項を無効とする一般条項の同法10条を分かりやすくするため、消費者が何もしなかったことを契約の申込みや承諾とみなす条項がこれに当たりうるとの例示をあげました。また、契約条項が消費者にとって不利益であるかどうかを比較する対象を広く「法令」としました。

改正された消費者契約法を広く活用して、消費者被害の救済を図ることが期待されています。

## 法律紹介 4

### 成年後見制度の改正など

弁護士 加守田 枝里



#### 1 「成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律」について

平成28年10月13日、「成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律」が施行されました。

この法律は、成年後見事務がより円滑に行われるよう、民法及び家事事件手続法の一部を改正するものです。改正のポイントは次の2点です。

第一に、成年後見人が、家庭裁判所の審判を得て、成年被後見人宛郵便物の転送を受けることができるようになりました（民法第860条の2、第860条の3）。成年後見人が郵便転送を必要とする場合、家庭裁判所に対して「成年被後見人に宛てた郵便物等の配達（転送）の嘱託の審判」を申し立て、家庭裁判所により転送嘱託の審判がされれば、審判確定後に家庭裁判所から日本郵便等に対してその旨の通知がされることになります（家事事件手続法第122条第2項）。転送の期間は家庭裁判所が審判で定めることになりますが、その期間は6か月を超えることができないとされています（民法第860条の2第2項）。

第二に、成年後見人が成年被後見人の死亡後に行うことができる事務（死後事務）の内容及びその手続が明確

化されました（民法第873条の2）。①成年後見人が当該事務を行う必要があること、②成年被後見人の相続人が相続財産を管理することができる状態に至っていないこと、③成年後見人が当該事務を行うことにつき、成年被後見人の相続人の意思に反することが明らかな場合でないことという各要件を満たす場合、成年後見人は、（ア）個々の相続財産の保存に必要な行為、（イ）弁済期が到来した債務の弁済、（ウ）その死体の火葬又は埋葬に関する契約の締結その他相続財産全体の保存に必要な行為を行う権限が認められます（（ウ）を行う場合には、上記①～③に加えて、家庭裁判所の許可を得る必要があります。）。

#### 2 「成年後見制度の利用の促進に関する法律」について

平成28年5月13日、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行されました。

この法律は、成年後見制度が、財産の管理や日常生活等に支障がある人たちを支える重要な手段であるにもかかわらず、十分に利用されていないことに鑑み、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とし、施策を実現するための手順やスケジュールなどを定めるものです。

## 2017年事務所旅行記

# ふぐカニ合戦＆日本酒ツアー



恒例の事務所小旅行が今年も開催されました。

今年は、若狭にてふぐカニ合戦の昼食の後、若狭フィッシャーマンズ・ワーフでお買い物、川島酒造にて酒蔵見学を楽しむコースになりました。

まだまだ寒さも厳しい2月下旬、お天気にも恵まれ、バスに乗って出発です。

バス内では事前に事務所内で行ったアンケートによる「私は誰でしょう」クイズ大会を開催しました。弁護士や事務局の好きな食べ物、子供の頃の夢や、好きなタイプの有名人、今年の抱負等を問題に盛り込みました。その中でも、もし宝くじに当たったらという問題に対し、「全額を寄付する」、「貯金をする」、「不動産を買う」、「家政婦さんを雇う」など印象的な回答があり、毎日一緒に仕事をしていますが、弁護士、事務局ともにお互い新たな一面を発見し、大いに盛り上りました。上位5名には、若狭の名産品を賞品としてプレゼントしました。

SAで休憩の後、移動時間は長かったのですが、福井県・若狭の宿ホテルせくみ屋に到着しました。そこでは

1人1杯のカニが私たちを待っていました。ほかにもふぐのてっさやふぐちり鍋、ふぐの釜飯を堪能することができました。また露天風呂とラジウム温泉にも入れるということで、入浴も楽しむことができました。

その後は、すぐ近くの若狭フィッシャーマンズ・ワーフへ向かいました。海産物やおつまみ、羽二重餅を買い込み、集合写真を撮ることもできました。昼食が終わってから10分も経っていないにもかかわらず、お寿司を頬張っている人もいました。

最後は、滋賀県高島市にある川島酒造さんへ。前日に瓶詰めまで終わっていたので、今年の作業工程は見ることが出来ませんでしたが、15分程お酒造りについての説明を受け、日本酒の試飲もさせていただきました。その中でも私はにごり酒がとても飲みやすく美味しかったです。それぞれが試飲を楽しむ中、みんなたくさんのお土産を購入していました。

今年は遠くに出かけることができ、事務所での思い出がまた1つ増えました。

## 編 集 後 記



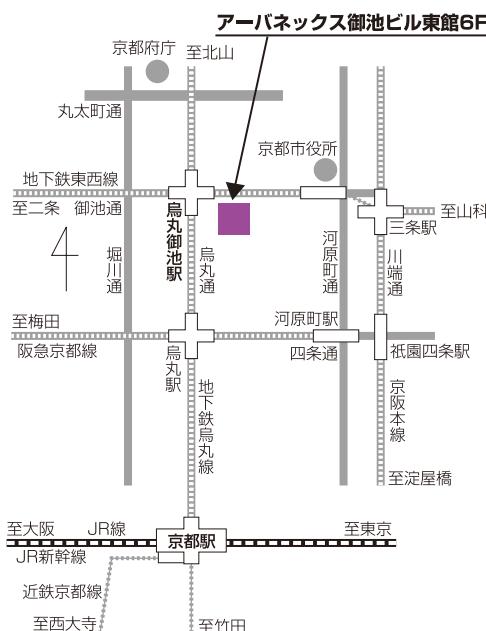
事務所がかなりの大所帯になってきましたので、全員の予定を合わせるということが難しくなってきました。事務所旅行や忘年会なども全員参加とはいえないこともあります。

今回の集合写真は、全員の予定を調整したのですが、編集担当者自身が、移動時間を読み間違い、あえなく

撮影時刻に参加できませんでした。

さて今号でも弁護士のエッセーのほか、改正法などを紹介するコーナーも設けました。皆様のお役に立てば幸甚です。燐に対するご意見、ご感想をお気軽に寄せ下さい。

## 事務所へのアクセス



京都市市営地下鉄「烏丸御池駅」下車。  
北側改札を出て、3-1番出口より階段を上がってすぐ  
(3-2番出口からはエレベーターでも上がれます)

## 「燐」の由来

弁護士バッジの「ひまわり」は正義のシンボルである太陽を常に指向することを表しています。

「燐」は光り輝いて遠くからもはっきりみえるという意味がありますが、その音はSUN（太陽）にも通じると考え、事務所報のタイトルといたしました。

今後とも、いろいろなトラブルの闇の中に解決の光を照らすことを業務遂行の指針として参りたいと考えております。

(創刊号巻頭言より)



発行人 御池総合法律事務所

編集者 長谷川 彰

桑原小枝子 川本美紗子